# 資　料　編

## １　平成１８年度小・中学生の肥満傾向状況

| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 男子（肥満傾向者） | 20 | 8 | 12 | 20 | 23 | 29 | 112 |
| | 女子（肥満傾向者） | 9 | 13 | 13 | 6 | 9 | 9 | 59 |
| | 男子（在籍者） | 818 | 767 | 749 | 691 | 709 | 820 | 4,554 |
| | 女子（在籍者） | 739 | 748 | 736 | 722 | 679 | 699 | 4,323 |
| | 男子（受診者） | 815 | 763 | 746 | 690 | 708 | 814 | 4,536 |
| | 女子（受診者） | 736 | 745 | 732 | 721 | 676 | 698 | 4,308 |
| | 男子受診率 | 99.6% | 99.5% | 99.6% | 99.9% | 99.9% | 99.3% | 99.6% |
| | 女子受診率 | 99.6% | 99.6% | 99.5% | 99.9% | 99.6% | 99.9% | 99.7% |
| | 男子受診者に対する肥満傾向の割合 | 2.5% | 1.0% | 1.6% | 2.9% | 3.2% | 3.6% | 2.5% |
| | 女子受診者に対する肥満傾向の割合 | 1.2% | 1.7% | 1.8% | 0.8% | 1.3% | 1.3% | 1.4% |

| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中学校 | 男子（肥満傾向者） | 3 | 2 | 8 | 13 |
| | 女子（肥満傾向者） | 6 | 7 | 12 | 25 |
| | 男子（在籍者） | 550 | 569 | 558 | 1,677 |
| | 女子（在籍者） | 663 | 647 | 620 | 1,930 |
| | 男子（受診者） | 547 | 554 | 542 | 1,643 |
| | 女子（受診者） | 657 | 626 | 600 | 1,883 |
| | 男子受診率 | 99.5% | 97.4% | 97.1% | 98.0% |
| | 女子受診率 | 99.1% | 96.8% | 96.8% | 97.6% |
| | 男子受診者に対する肥満傾向の割合 | 0.5% | 0.4% | 1.5% | 0.8% |
| | 女子受診者に対する肥満傾向の割合 | 0.9% | 1.1% | 2.0% | 1.3% |

〈出典＞日野市教育委員会・定期健診結果より作成

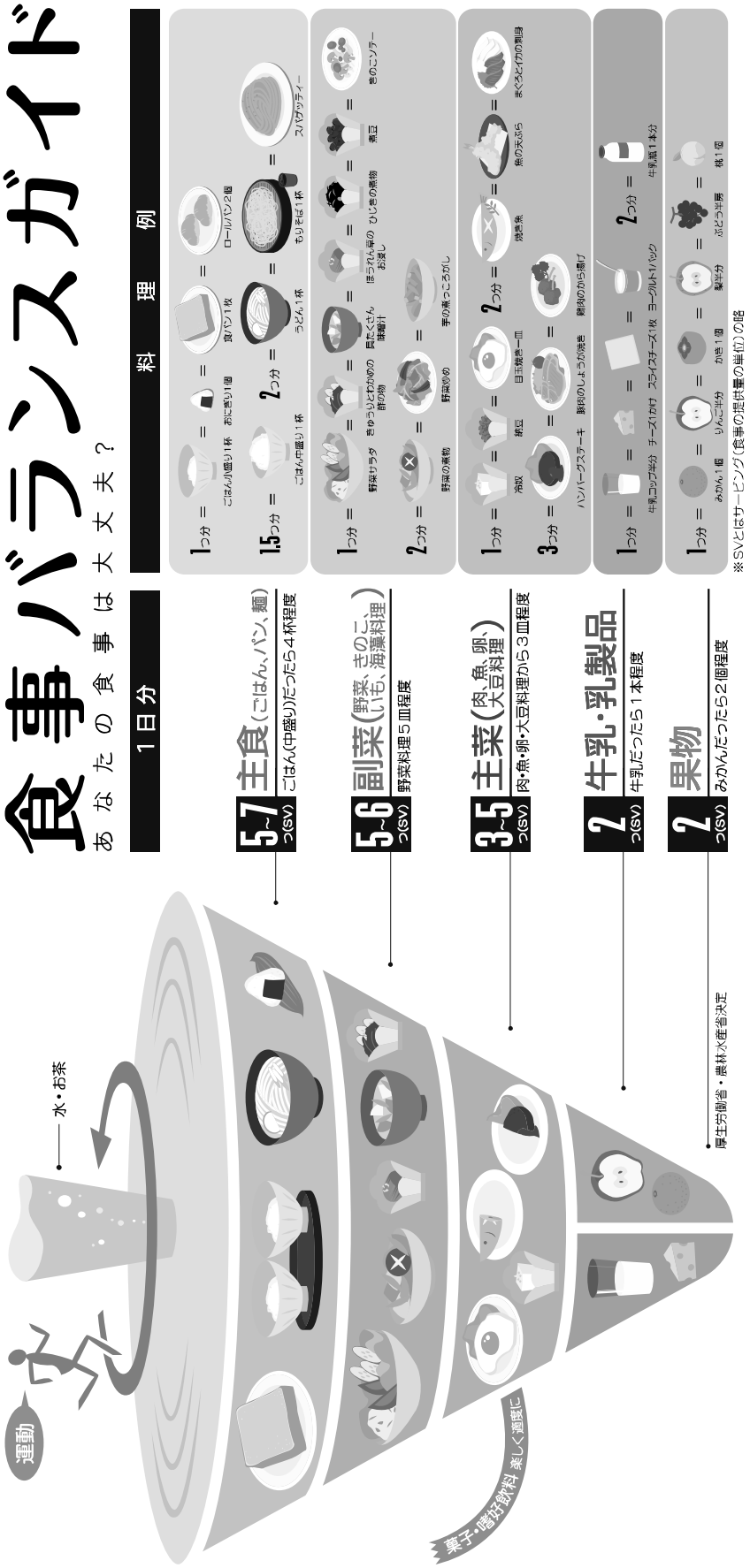
食事バランスガイド
あなたの食事は大丈夫？
1日分
料理例
5~7つ(SV) 主食(ごはん、パン、麺)
ごはん(中盛り)だったら4杯程度
5~6つ(SV) 副菜(野菜、きのこ、いも、海藻料理)
野菜料理5皿程度
3~5つ(SV) 主菜(肉、魚、卵、大豆料理)
肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度
2つ(SV) 牛乳・乳製品
牛乳だったら1本程度
2つ(SV) 果物
みかんだったら2個程度
1つ分 = ごはん小盛り1杯 = おにぎり1個 = 食パン1枚 = ロールパン2個
1.5つ分 = ごはん中盛り1杯 2つ分 = うどん1杯 = もりそば1杯 = スパゲッティー
1つ分 = 野菜サラダ きゅうりとわかめの酢の物 = 貝たくさん味噌汁 = ほうれん草のお浸し = ひじきの煮物 = 煮豆 = 芋の煮っころがし
2つ分 = 野菜の煮物 野菜炒め
1つ分 = 冷奴 納豆 = 目玉焼き一皿 2つ分 = 焼き魚 魚の天ぷら = まぐろとイカの刺身
3つ分 = ハンバーグステーキ 豚肉のしょうが焼き 鶏肉のから揚げ
1つ分 = 牛乳コップ半分 チーズ1かけ スライスチーズ1枚 ヨーグルト1パック 2つ分 = 牛乳瓶1本分
1つ分 = みかん1個 りんご半分 かき1個 梨半分 ぶどう半房 桃1個
※SVとはサービングの(食事の提供量の単位)の略
水・お茶
運動
菓子・嗜好飲料 楽しく適度に
厚生労働省・農林水産省決定

## ３　メタボリックシンドロームについて

メタボリックシンドローム（英 metabolic syndrome、代謝症候群とも）とは、内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち 2 つ以上を合併した状態を指します。

■メタボリックシンドロームの診断基準（日本）

・腹腔内脂肪蓄積

ウエスト周囲径　　男性≧85cm　女性≧90cm　（内臓脂肪面積　男女とも≧100cm$^2$に相当）

≪上記に加え，以下のうち 2 項目以上≫

・リポ蛋白異常

高トリグリセリド血症≧150mg/dL　かつ／または　低 HDL コレステロール血症＜40mg/dL

・血圧高値

収縮期血圧≧130mmHg　かつ／または　拡張期血圧≧85mmHg

・高血糖

空腹時高血糖≧110mg/dL

▼ウエスト周囲径自己計測グッズの一例

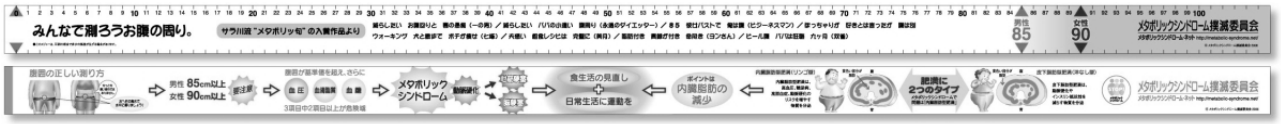

# 日野市公立保育園における食育のすすめかた

## 平成19年度日野市立保育園食育年間計画表

日野市立保育園栄養士会

| 月 | | 年行事 | 保育園行事 | 給食の行事 | 食育デーの取り組み | 献立調理面での配慮 | 農や自然を生かした継続的体験 | 朝食指導 | 食育目標 | 0歳児 | 1～2歳時 | 3～5歳時 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1期 | 4 | 新年度 | 入園<br>進級 | | 食育デー<br>(19(木)) | 食べやすく調理する | 農産物見学 | クラス懇談会<br>(栄養指導) | ・きれいに手を洗う<br>・きちんとあいさつをする<br>・よくかんで食べる | ・月齢にあった食事のリズムを作る<br>・色々な食品に慣れる | ・食事の前に手をきれいにする<br>・食事のあいさつをする<br>・よくかんで食べる | ・食事の前に手をきれいにする<br>・食事のあいさつをする<br>・よくかんで食べる |
| | 5 | 八十八夜<br>子どもの日 | 園外保育 | 節句祝い | 食育デー<br>(18(金)) | | さつま芋の植付け | 食育だより<br>(各園) | | | | |
| | 6 | 歯の衛生週間<br>入梅 | 園外保育<br>カレーパーティー | カミカミ献立<br>入梅献立 | 食育デー<br>(19(火)) | 衛生面に気をつける<br>収穫物を利用する | じゃが芋収穫 | 朝ごはん<br>カード週間 | | | | |
| 2期 | 7 | 七夕<br>海の日<br>土用の丑の日 | カレーパーティー<br>七夕 | 七夕献立<br>海の日献立 | 食育デー<br>(19(木)) | | | 食育だより<br>(全体) | ・よい姿勢で食べる<br>・はし、スプーンを正しく持つ<br>・好き嫌いをせず何でも食べる | 食べる意欲を持つ | ・落ち着いて座って食べる<br>・スプーンを正しく持って食べる<br>・好き嫌いを減らす | ・よい姿勢で食べる<br>・はし、スプーンを正しく持って食べる<br>・好き嫌いを減らす |
| | 8 | 夏休み | | | 食育デー<br>(20(月)) | | 農産物見学 | カレーパーティー<br>食育だより<br>(各園) | | | | |
| | 9 | 防災の日<br>重陽の節句<br>敬老の日 | 園外保育<br>防災訓練<br>運動会 | 菊の節句献立 | 食育デー<br>(19(水)) | 衛生面に気をつける | 農産物見学 | 朝食レシピ | | | | |
| 3期 | 10 | 都民の日<br>十五夜<br>ハロウィン | 運動会<br>園外保育 | 十五夜団子 | 食育デー<br>(19(金)) | 喫食時間に合わせて盛り付ける | さつま芋の収穫 | 朝食アンケート<br>実施 | ・旬の食べ物を知り味わう<br>・食べ物の働きを知る<br>・朝食・夕食をきちんと食べる | 落ち着いて座って食べる | ・食べ物の名前を知る<br>・色々な味を覚える<br>・朝食・夕食をきちんと食べる | ・旬の食べ物を知り味わう<br>・食べ物の働きを知る<br>・朝食・夕食をきちんと食べる |
| | 11 | 十五夜<br>七五三<br>いい歯の日<br>勤労感謝の日 | 芋煮会 | 七五三献立<br>十三夜献立<br>カミカミ献立 | 食育デー<br>(19(月)) | そしゃくが出来るように仕上げる | | 食育集会実施 | | | | |
| | 12 | 冬至<br>クリスマス | クリスマス会 | 冬至<br>クリスマス | 食育デー<br>(19(水)) | 温かい給食を提供する | 農産物見学 | 食育だより<br>(全体) | | | | |
| 4期 | 1 | お正月<br>七草<br>鏡開き | お正月遊び<br>クッキー作り(5歳児) | 春の七草<br>鏡開き | 食育デー<br>(18(金)) | ウイルス性感染症の予防に気をつける | 農産物見学 | アンケート結果<br>報告 | ・年齢によりお手伝いをする<br>・よいマナーで食べる<br>・楽しく食べる | カミカミできる | ・お手伝いをする(エプロンや食器の片付けなど)<br>・よいマナーで食べる<br>・楽しく食べる | ・お手伝いをする<br>・よいマナーで食べる<br>・楽しく食べる |
| | 2 | 節分<br>バレンタイン | 節分<br>クッキー作り(5歳児) | 節分献立 | 食育デー<br>(19(火) | ウイルス性感染症の予防に気をつける | 農産物見学 | 芋煮会<br>食育だより<br>(全体) | | | | |
| | 3 | ひな祭り<br>年度末 | お別れ遠足<br>お別れ会食会 | ひな祭り献立<br>会食会<br>卒園祝い献立 | 食育デー<br>(19(水)) | 園児の希望メニューを調理する | じゃが芋の植付け | 朝ごはんがんばりカード進呈 | | | | |

※各園食育担当者(複数)の配置

※初めての取り組みなので無理の無い範囲で取り組む

☆正しい姿勢と食器・食具の持ち方

正しい姿勢

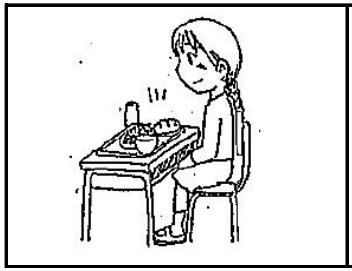

食器の持ち方

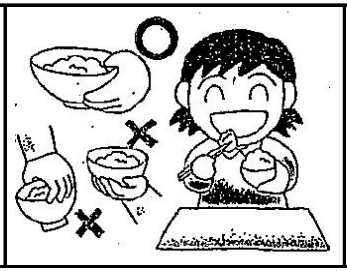

はし・スプーンの持ち方

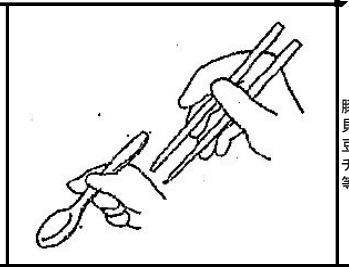

| 赤色の食品<br>(血や肉になる) | 黄色の食品<br>(熱や力になる) | 緑食の食品<br>(体の調子を整える) |
|---|---|---|
| 豚肉、牛肉、鶏肉、ハム、卵、魚、貝、えび、いか、小魚、練り製品、豆腐、みそ、大豆、油揚げ、牛乳、チーズ、ヨーグルト、のり、海草、等 | ごはん、パン、うどん、スパゲッティ、じゃがいも、さつまいも、里芋、油、マヨネーズ、さとう、小麦粉、白玉粉、上新粉、ごま、等 | キャベツ、トマト、しいたけ、大根、ねぎ、はくさい、ごぼう、人参、ほうれん草、かぼちゃ、ピーマン、みかん、りんご、梨、苺、等 |

## 5　日野市小・中学校における食育の進め方

| 食育の到達目標 | 食の楽しさ大切さがわかる、健康の意義、価値に気づき、自分で心身の健康づくりを実践する |
|---|---|
| 食育の目標 | ・1日3回の食事や、間食のリズムが持てる<br>・食事の適量がわかる<br>・食事・栄養のバランスがわかる<br>・仲間と一緒に食事作りや準備に関わる<br>・自然と食べ物の関わり、地域と食べ物の関わりに関心を持つ<br>・家族や仲間と一緒に食べることを楽しむ<br>・食生活や健康を大切だと思うことができる。<br>・虫歯と食事の関連がわかる<br>・自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる |

⇩

| 発達段階に応じた食に関する指導目標 | | | |
|---|---|---|---|
| 低学年 | 中学年 | 高学年 | 中学生 |
| 1学期<br>・給食を知ろう<br>・仲良く食べよう<br>・食べ物の名前を知ろう<br>2学期<br>・楽しく食べよう<br>・食べ物に関心を持とう<br>・食べ物を大切にしよう<br>3学期<br>・食べ物の名前がわかったか振り返ろう<br>・給食の反省をしよう | 1学期<br>・食品について知ろう<br>・決まりを覚えよう<br>・食べ物の働きについて知ろう<br>2学期<br>・楽しく食べよう<br>・食べ物の3つの働きについて知ろう<br>・食べ物を大切にしよう<br>3学期<br>・食べ方を振り返ろう<br>・給食の反省をしよう | 1学期<br>・食べ物の働きを知ろう<br>・楽しい給食時間にしよう<br>2学期<br>・食事の環境について考えよう<br>・食べ物と健康について知ろう<br>・感謝して食べよう<br>3学期<br>・食生活を見直そう<br>・1年間の給食を振り返ろう | 1学期<br>・食べ物の働きや栄養について知ろう<br>・望ましい人間関係や豊かな心を育てよう<br>2学期<br>・主食・主菜・副菜をそろえて食べられるように知ろう<br>・食事の適量がわかり、選んで食べられるようにしよう<br>3学期<br>・自分の食生活を見直し、改善できるようにしよう<br>・1年間の給食を振り返ろう |

⇩

| 行動計画 | | | |
|---|---|---|---|
| 給食指導 | 個別指導 | 特色ある給食 | 家庭・地域との連携 |
| 学級における指導<br>（準備・食事中・片付け）<br>給食だより・一口メモ等の活用<br>個に応じた指導<br>栄養職員の学級訪問等による指導 | 給食時の指導<br>栄養相談<br>給食だよりでの啓発 | 行事給食<br>地元農産物の利用<br>ランチルーム給食(小学校)<br>食堂にての会食給食(中学校)<br>リクエスト給食<br>バイキング給食<br>リザーブ給食<br>セレクト給食<br>弁当給食<br>招待給食 | 給食試食会<br>給食だより<br>招待給食(保護者)<br>家庭教育学級 |

## ６　妊産婦の食生活指針

平成１８年２月１日　厚生労働省

【妊産婦のための食生活指針】

○妊娠前から、健康なからだづくりを

○「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと

○不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと

○からだづくりの基礎となる「主菜」は適量を

○牛乳・乳製品などの多様な食品を組み合わせて、カルシウムを十分に

○妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に

○母乳育児も、バランスの良い食生活のなかで

○たばことお酒の害から赤ちゃんを守りましょう

○お母さんと赤ちゃんの健やかな毎日は、からだと心にゆとりのある生活から生まれます

【「妊産婦のための食事バランスガイド」と「推奨体重増加量」について】

食生活については、理想的な食事の組み合わせや量を「妊産婦のための食事バランスガイド」で示しました。例えば、妊娠中期では副菜、主菜、果物を１つずつ増やすことをすすめています。また、低出生体重児の割合が増加傾向にあり、体格が「低体重」や「ふつう」の女性で、妊娠中の体重増加量が 7kg 未満の場合、低出生体重児を出産するリスクが高いことも指摘されています。そのため、妊娠中の体重増加の目安となる「推奨体重増加量」を定めました。

【栄養摂取の留意点】

神経管閉鎖障害の発症リスクを低減するために葉酸摂取を推奨しています。葉酸はビタミンＢ群に属する水溶性のビタミンで、緑黄色野菜をはじめ、豆類、果物などの身近な食品に多く含まれています。腸内細菌によっても合成されるので、欠乏にはなりにくいとされていますが、体内における蓄積性が低いことから、毎日摂取することが必要です。妊娠１か月以上前から３か月までの間、葉酸を多く含む栄養のバランスのとれた食事が必要だと指摘しています。妊産期には葉酸の必要摂取量が増大することから、緑黄色野菜、豆類、果物などを摂取し、足りない分は栄養補助食品などで補いましょう。

ビタミンＡは脂溶性のビタミンで、レバーなどに多く含まれています。過剰に摂取すると、脂溶性であるために体内に蓄積されて頭痛、吐き気などを引き起こすことがあります。妊娠を計画していたり、妊娠している時は、催奇形性のおそれがあることから、サプリメントなどの使用によるビタミンＡの過剰摂取を避けるように注意喚起しています。

ビタミンＣやカリウム、食物繊維などの供給源である果物や野菜を毎日十分に摂取することを心がけましょう。

## 7　日野市立保育園給食献立表

# 平成19年8月　こんだてひょう　日野市立保育園

| 日（曜日） | 1・2歳児おやつ | 昼食 | おやつ | 主な食品 赤色の食品（血や肉になる） | 黄色の食品（熱や力になる） | 緑色の食品（からだの調子を整える） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 18（土） | | ツナピラフ　ヨーグルト<br>レタスとトマトのスープ | 菓子 | ツナ、ヨーグルト、牛乳 | 米、バター、油 | 玉ねぎ、にんじん、コーン、グリンピース、レタス、トマト |
| 20（月） | ヨーグルト | やこめ　スタミナ炒め<br>粉ふき芋　なすのみそ汁 | フルーツ白玉 | 大豆、豚肉、油あげ、みそ、牛乳 | 米、もち米、油、かたくり粉、じゃが芋、白玉粉、砂糖 | にんじん、しいたけ、春きゃべつ、しょうが、玉ねぎ、キャベツ、もやし、にら、なす、果物 |
| 21（火） | | ダイスチーズパン　ミートローフ<br>コロコロサラダ　ワカメスープ | ドーナッツ | 豚肉、牛乳、卵、わかめ、豆腐 | パン、油、パン粉、ごま、小麦粉、バター、砂糖 | 玉ねぎ、コーン、グリンピース、にんじん、大根、きゅうり |
| 22（水） | | 麦ごはん　おかかふりかけ<br>かじき節と大根の煮物　具だくさん汁 | 麦茶　フローズンヨーグルト<br>菓子 | かつお節、めかじき、豆腐、みそ、フローズンヨーグルト | 米、麦、ごま、油、砂糖、じゃが芋、こんにゃく | 大根、にんじん、しいたけ |
| 23（木） | オレンジジュース | ほうれん草パン　野菜スープ<br>なすと豚肉のチーズ焼き　三色ソテー | 冷や麦 | 豚肉、チーズ、牛乳 | パン、じゃが芋、油、バター、ひやむぎ、砂糖 | なす、玉ねぎ、ピーマン、トマト、にんじん、コーン、キャベツ、もやし、きゅうり |
| 24（金） | | チャーハン　たたき胡瓜<br>中華コーンスープ　果物 | きなこクッキー | 豚肉、うずらの卵、牛乳、きな粉 | 米、油、砂糖、ごま油、じゃが芋、かたくり粉、小麦粉、バター | にんじん、ねぎ、コーン、グリンピース、しいたけ、きゅうり、チンゲン菜、玉ねぎ、クリームコーン、りんご |
| 25（土） | | スパゲッティナポリタン<br>ミルクスープ　果物 | オレンジゼリー<br>菓子 | 豚肉、牛乳 | スパゲッティ、バター、油、じゃが芋 | にんじん、玉ねぎ、ピーマン、クリームコーン、果物、オレンジゼリー |
| 27（月） | みかんジュース | ドライカレー　フルーツヨーグルト<br>わかめとふのスープ | ココアケーキ | 豚肉、ヨーグルト、わかめ、ふ、牛乳、卵、スキムミルク | 米、バター、油、小麦粉、砂糖 | にんじん、玉ねぎ、ピーマン、レーズン、コーン、果物缶 |
| 28（火） | | ミルクパンズパン　豆腐のスープ<br>鮭フライ　温野菜　果物缶 | ソース焼きそば | 鮭、卵、牛乳、豆腐、豚肉 | パン、小麦粉、油、パン粉、中華麺 | キャベツ、にんじん、果物缶、いんげん、玉ねぎ、もやし |
| 29（水） | | チキンライス　かぼちゃのスープ<br>大根とコーンのサラダ風　乳酸菌飲料 | 果物<br>菓子 | 鶏肉、乳酸菌飲料、牛乳 | 米、バター、油、砂糖 | 玉ねぎ、にんじん、グリンピース、トマト、大根、きゅうり、コーン、かぼちゃ、万能ねぎ、果物 |
| 30（木） | りんごジュース | アイスクリームパン　青のりポテト<br>フィッシュグラタン　春雨スープ | 蒸しパン | めかじき、牛乳、チーズ、青のり | パン、油、バター、小麦粉、パン粉、じゃが芋、春雨、砂糖 | 玉ねぎ、にんじん、しめじ、コーン、春きゃべつ |
| 31（金） | | ひじきごはん<br>玉ねぎとわかめのみそ汁<br>豆腐のそぼろあんかけ | にんじんゼリー<br>菓子 | 油あげ、ひじき、豆腐、豚肉、わかめ、みそ、牛乳、粉寒天 | 米、砂糖、ごま油、かたくり粉 | にんじん、ピーマン、玉ねぎ、たけのこ、オレンジジュース |

**8月「食育の日」（20日）メニュー**

**おひる：やこめ・スタミナ炒め**
**粉ふき芋・なすのみそ汁**

**おやつ：牛乳・フルーツ白玉**

のマークは牛乳です。　行事や納品の都合により献立を変更する場合があります。

## ８　「朝食についてのアンケート」調査報告書

# Ⅰ　調査の概要

### １．目的

この調査は、平成 18 年９月に発足した市民参画による「日野市食育推進検討委員会」が「(仮称) 日野市食育推進条例」及び「(仮称) 日野市食育推進計画」を策定する段階で実施されたものです。日野市の家庭における食育の推進の要である朝食欠食率について現状把握し、計画策定の資料とするため、園児及びその保護者を対象とし、日野市庁内食育推進作業部会において実施しました。

### ２．配布数および回収率

日野市内の公立保育園、公立幼稚園、私立保育園、私立幼稚園に通う４歳児及びその保護者を対象とし、配布は公立保育園全 12 園(294 件)、公立幼稚園全 5 園(198 件)、私立保育園全 10 園(197 件)、私立幼稚園 3 園(201 件)の計 30 園 890 件としました。配布数および回収率は P74 表 1 のとおりです。

### ３．実施時期

平成 18 年 11 月

### ４．調査方法

１）各園に対して調査用紙を配布し、回収の上、集計を行う。

２）調査用紙には調査目的を記した依頼票を添える。

３）調査用紙の記入は、無記名自記式で実施する。

### ５．調査内容

調査票には 6 項目設定されている。内容は以下のとおりです。

１）朝食摂取状況

２）朝食摂取形態

３）起床時間

４）就寝時間

５）朝食摂取内容

６）保護者の年齢

# 表１．配布数および回収率

| | 公立保育園 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 豊田 | 28 | 13 | 46.4% |
| 2 | 多摩平 | 37 | 31 | 83.8% |
| 3 | 平山 | 27 | 17 | 63.0% |
| 4 | 新井 | 20 | 16 | 80.0% |
| 5 | 三沢 | 27 | 14 | 51.9% |
| 6 | 高幡台 | 15 | 15 | 100.0% |
| 7 | 南平 | 21 | 14 | 66.7% |
| 8 | 高幡 | 27 | 10 | 37.0% |
| 9 | 旭が丘 | 26 | 13 | 50.0% |
| 10 | 百草台 | 23 | 5 | 21.7% |
| 11 | 大久保 | 24 | 14 | 58.3% |
| 12 | 新坂下 | 19 | 13 | 68.4% |
| | 計 | 294 | 175 | 59.5% |

| | 公立幼稚園 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 第二幼稚園 | 30 | 28 | 93.3% |
| 2 | 第三幼稚園 | 30 | 28 | 93.3% |
| 3 | 第四幼稚園 | 29 | 20 | 69.0% |
| 4 | 第五幼稚園 | 49 | 35 | 71.4% |
| 5 | 第七幼稚園 | 60 | 45 | 75.0% |
| | 計 | 198 | 156 | 78.8% |

| | 私立保育園 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 栄光 | 20 | 9 | 45.0% |
| 2 | 至誠第二 | 24 | 11 | 45.8% |
| 3 | つくしんぼ | 16 | 7 | 43.8% |
| 4 | 日野 | 21 | 18 | 85.7% |
| 5 | 日野第二 | 38 | 27 | 71.1% |
| 6 | 日野わかば | 19 | 16 | 84.2% |
| 7 | 万願寺 | 9 | 8 | 88.9% |
| 8 | ひよこハウス豊田 | 17 | 8 | 47.1% |
| 9 | 高幡北 | 23 | 17 | 73.9% |
| 10 | 至誠太陽の子 | 10 | 7 | 70.0% |
| | 計 | 197 | 128 | 65.0% |

| | 私立幼稚園 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ひかり | 65 | 56 | 86.2% |
| 2 | 多摩平 | 66 | 52 | 78.8% |
| 3 | 杉野 | 39 | 24 | 61.5% |
| | 計 | 170 | 132 | 77.6% |

| 全園 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 30園 | 859 | 591 | 68.8% |

## Ⅱ　調査結果

### １．朝食の摂取状況

「朝食を食べますか？」という質問に対し、「毎日食べる」が父親62.4%、母親81.0%、園児94.2%、「食べる日が多い」が父親8.7%、母親9.7%、園児4.1%、「食べない日が多い」が父親11.2%、母親5.3%、園児1.2%、「ほとんど食べない」が父親17.6%、母親4.1%、園児0.5%であった。朝食欠食率は、「食べない日が多い」と「ほとんど食べない」を足した数値とし、父親28.8%、母親9.4%、園児1.7%となった。

**表２．朝食の摂取状況**

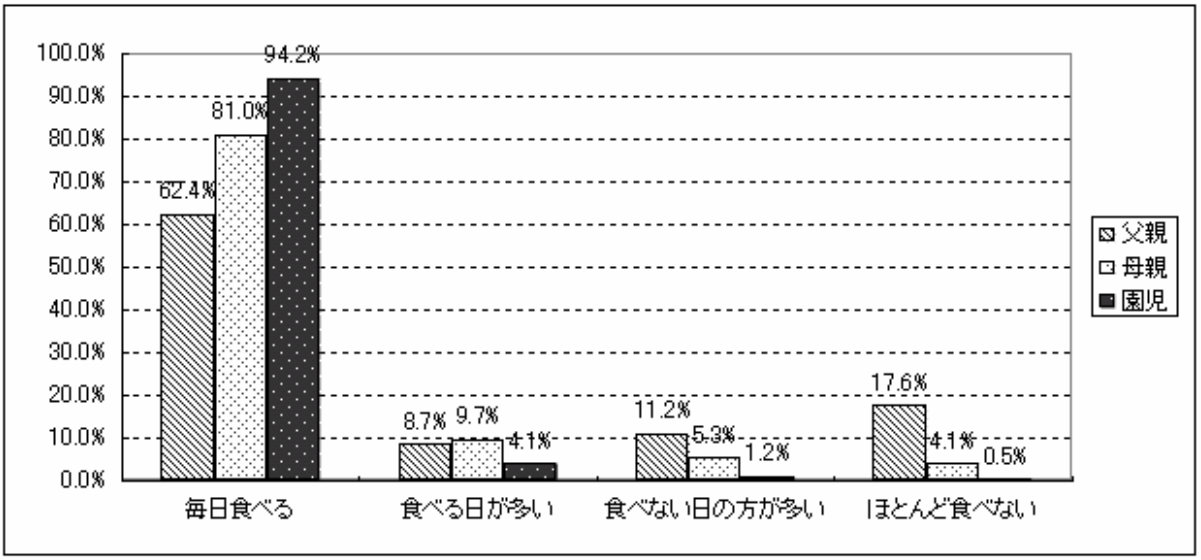


### ２．朝食摂取形態

「孤食」という言葉が食をめぐる問題の一つとなっていることを踏まえ、「どんなふうに朝食を食べていますか？」という質問を設けた。結果として、「家族みんなで」が3割、「子どもだけ」が1割強、「家族の一部と子ども」が6割弱であった。

**表３．朝食摂取形態**

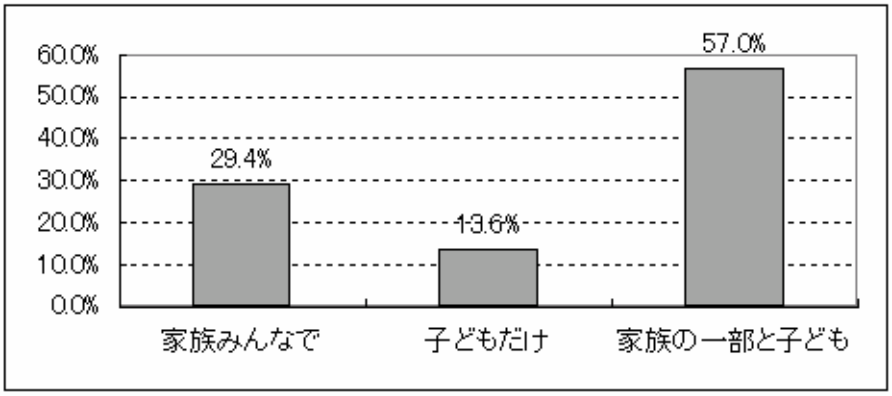

## ３．起床時間

「早寝、早起き、朝ごはん」というキーワードに基づき、「何時頃起きますか？」という質問を設け、「5時前」「5時台」「6時台」「7時台」「8時以降」の5段階の回答を用意した。結果としてばらつきがあるものの、父親43.1%、母親56.8%と6時台が最も多く、園児は64.2%と7時台が最も多く、次いで6時台が28.1%となっている。

**表４．起床時間**

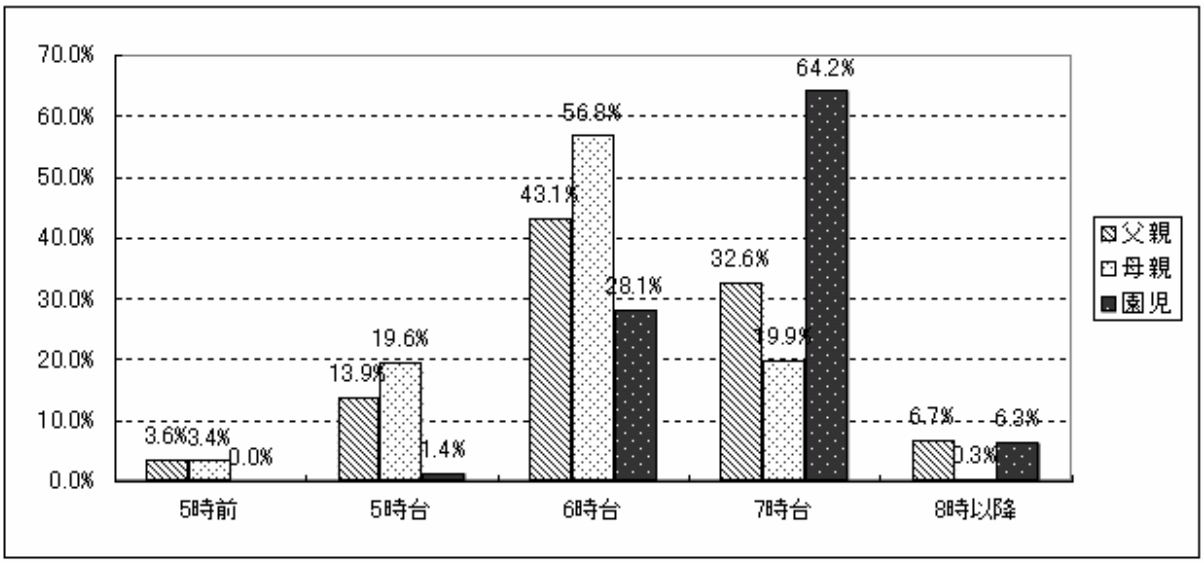


## ４．就寝時間

「何時頃寝ますか？」という質問を設け、「20時前」「20時台」「21時台」「22時台」「23時以降」の5段階の回答を用意した。父親、母親の就寝時間は23時以降がそれぞれ81.8%、60.9%と最も多く、園児は21時台が54.0%と最も多く、次いで22時台が22.5%となっている。

**表５．就寝時間**

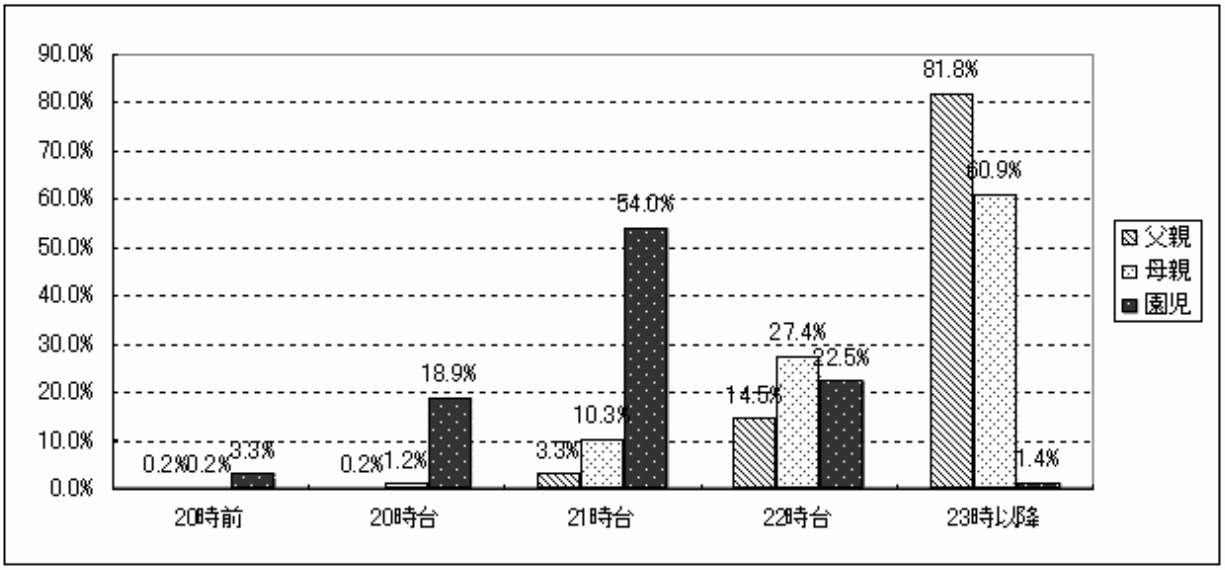

## ５．朝食摂取内容

「今日の朝食は何を食べてきましたか？」という質問に対し、主食、汁物、おかず、デザート、飲み物、その他の6分野でそれぞれ回答を得た。以下のグラフは、分野内における割合を示したものである（例:主食におけるごはんの占める割合、等）。※注：その他は記述式のためここでは集計略。

**表６－１．朝食摂取内容[主食]**

1)主食

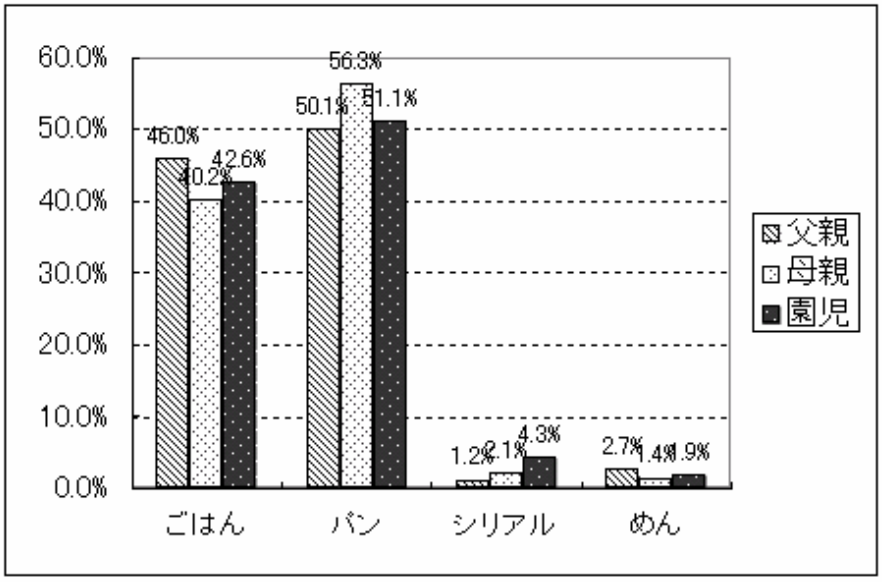


主食として「ごはん」「パン」「シリアル」「めん」という回答を用意した。結果として、パンの割合が一番多かった。

**表６－２．朝食摂取内容[汁物]**

2)汁物

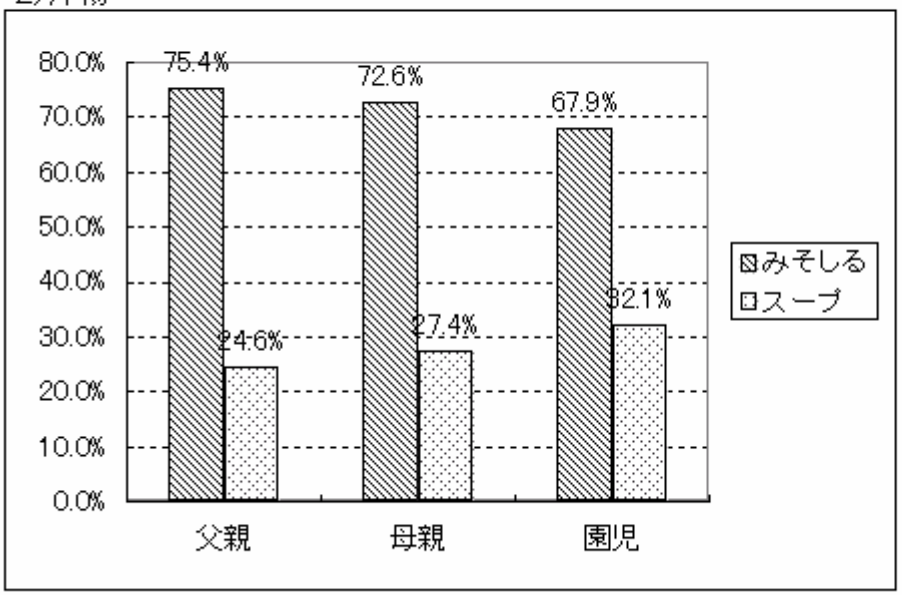


汁物としては「みそしる」「スープ」という回答を用意した。汁物だけに限ってみるとみそしるがスープを大きく上回った。

**表６－３．朝食摂取内容[おかず]**

3)おかず

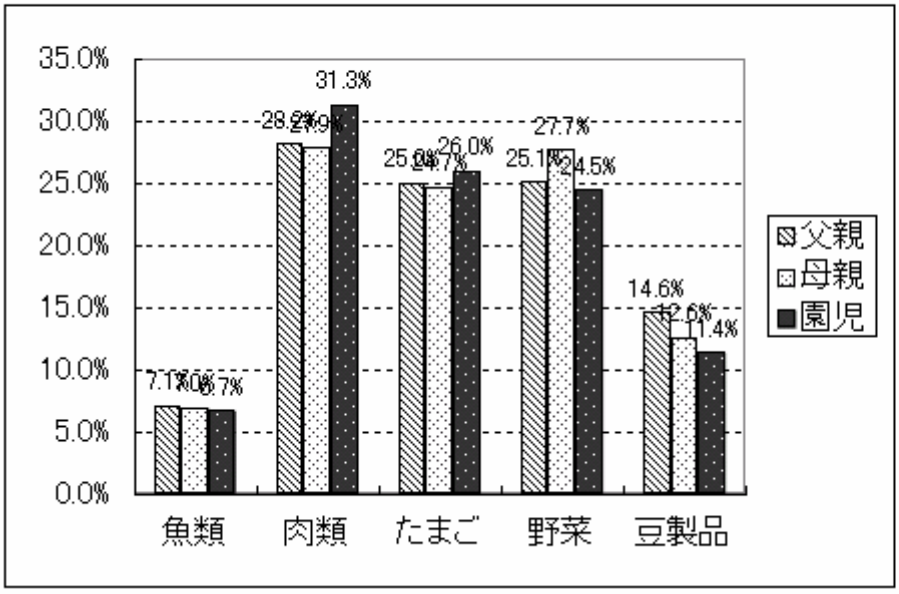


おかずとしては「魚類」「肉類」「たまご」「野菜」「豆製品」の5つの回答を用意した。結果として、肉類の割合が約3割と一番多いことがわかった。

**表６－４．朝食摂取内容[デザート]**

4)デザート

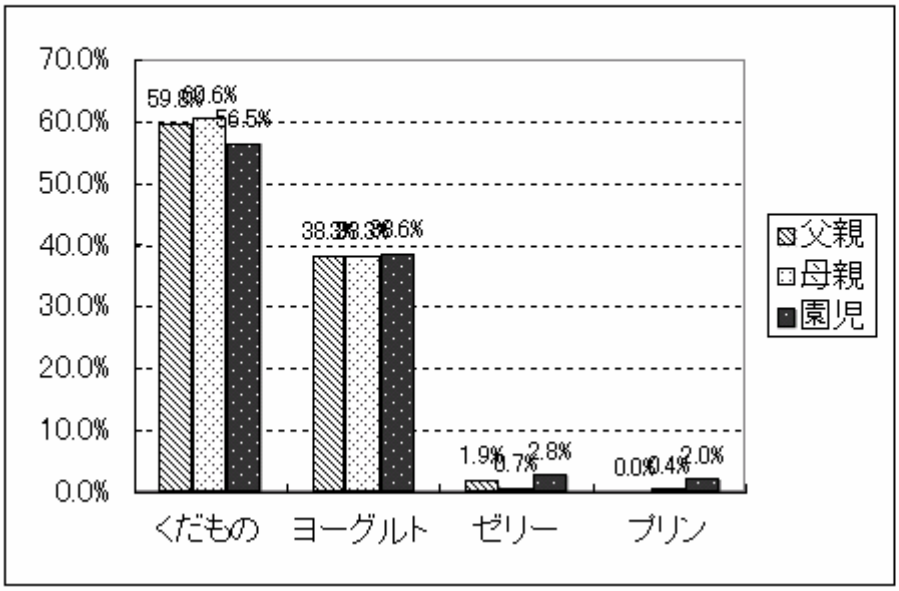


デザートとしては「くだもの」「ヨーグルト」「ゼリー」「プリン」の4つの回答を用意した。デザートは、くだものが約6割と最も多かった。

**表６－５．朝食摂取内容[飲み物]**

5)飲み物

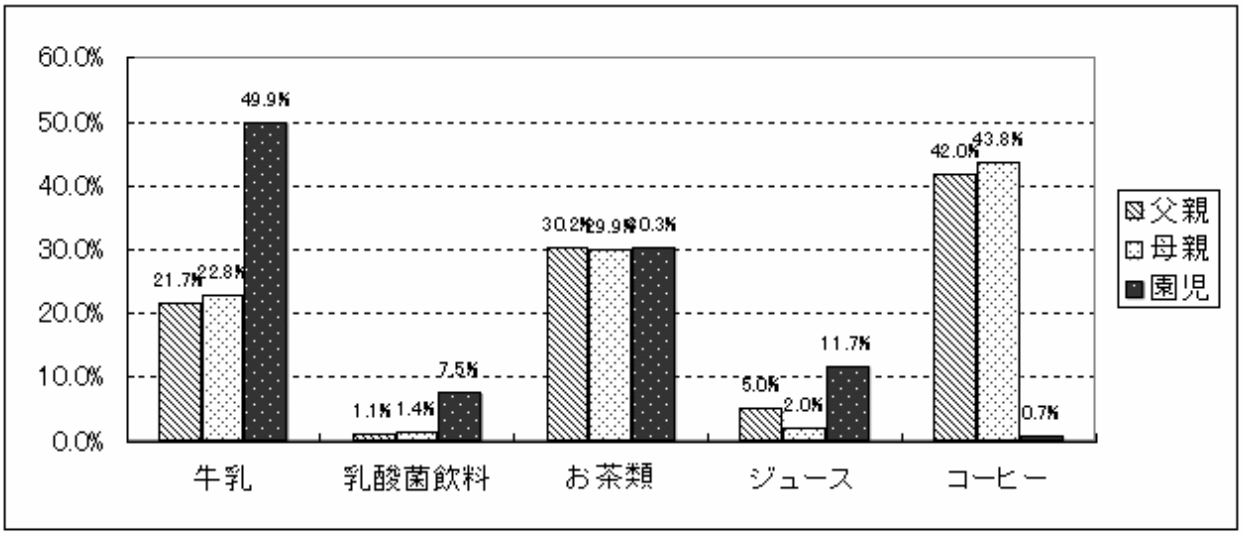


飲み物は、父親、母親と園児で際立った特徴が出ている。父親、母親はコーヒーが約4割、園児は牛乳が約5割と突出している。

## ６．保護者の年齢

「年齢を教えてください」という質問を設け、「10代」「20代」「30代」「40代」「50代以上」の5段階の回答を用意した。結果としては、父親、母親共に30代が約7割と圧倒的に多く、次いで40代が多かった。

**表７．保護者の年齢**

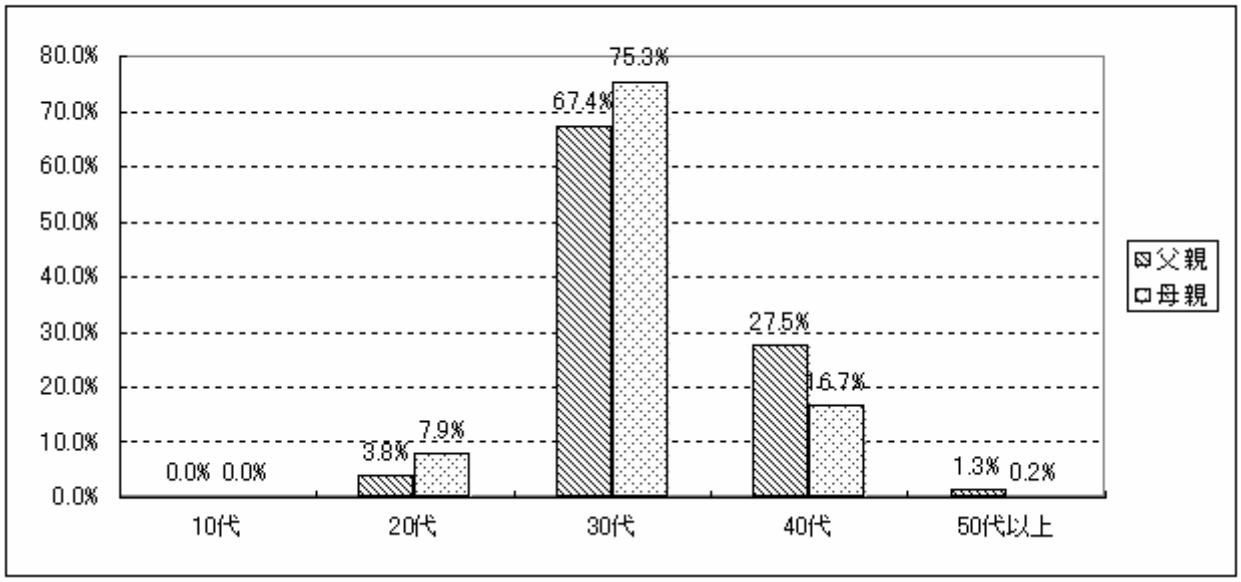

## ９　食育基本法（平成十七年　法律　第六十三号）

平成１７年６月１０日制定

前文
第一章　総則(第一条―第十五条)
第二章　食育推進基本計画等(第十六条―第十八条)
第三章　基本的施策(第十九条―第二十五条)
第四章　食育推進会議等(第二十六条―第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、

地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。
ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条　食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条　食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条　食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条　食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条　食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢

献）

第七条　食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条　食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条　国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条　教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２　農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条　食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条　国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっ

とり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条　政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条　政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条　食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

２　食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二　食育の推進の目標に関する事項

三　国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

４　前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条　都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

２　都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。　２　市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章　基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条　国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条　国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条　国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条　国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条　国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、

食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条　国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章　食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条　内閣府に、食育推進会議を置く。

２　食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条　食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二　食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三　食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条　前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条　この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条　都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

２　都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条　市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

２　市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七　食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三　食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」

を「 食育推進会議　　食育基本法少子化社会対策会議　少子化社会対策基本法」　に改める。

## 10　日野市食育推進検討委員会設置要綱

平成１８年８月１５日制定

（設置）

第１条　市民が食に関する知識を得、正しい食生活を送り、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会を実現するため、（仮称）日野市食育推進条例（以下「推進条例」という。）案の策定及び（仮称）日野市食育推進計画（以下「推進計画」という。）案の作成を目指し、日野市食育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1)　日野市の食育に関する現状及び課題の把握

(2)　推進条例案の策定

(3)　推進計画の作成

(4)　その他食育推進に関し必要な事項

（組織）

第３条　検討委員会は別表に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員 22 人をもって組織する。

2　検討委員会に委員長を置き、委員長は検討委員会委員の互選とする。

3　検討委員会に副委員長を置き、副委員長は検討委員会委員の互選とする。

4　委員長は、会務をつかさどり、会議の議長となる。

5　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6　委員長は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（作業部会）

第4条　　検討委員会に作業部会を置く。

2　作業部会の部員（以下「部員」という。）は、日野市の食育関係部署の職員をもって組織する。

3　作業部会は、検討委員会の依頼により食育に関する調査を行う。

4　部員は、検討委員会に出席し、委員長の許可を得て発言することができるものとする。

（会議等）

第５条　検討委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席で成立する。

2　検討委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　会議には、委員長の了承を得た市民及び見識者等が、オブザーバーとして参加することができるものとする。

（報告）

第６条　検討委員会は、検討した結果について、市長に対し、報告するとともに必要に応じて説明を行うこととする。

（期間）

第７条　検討委員会の設置期間は、推進計画作成完了の日までとする。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１８年８月１５日から施行する。

別表（第３条関係）

学識経験者…１人

学校給食会を代表する者…１人

公立保育園を代表する者…１人

日野市立小中学校ＰＴＡ協議会を代表する者…１人

日野市消費者運動連絡会を代表する者…１人

日野市商工会を代表する者…１人

日野市内の農業者…３人

東京南農業協同組合の職員…２人

南多摩保健所の職員…１人

公募市民…５人

日野市の職員…５人（まちづくり部長・健康福祉部長・健康福祉部参事・企画部長・教育部長）

## 11　日野市食育推進検討委員名簿

（五十音順、敬称略）

| 所属等 | | 氏名 |
|---|---|---|
| 南多摩保健所 | 生活環境安全課　保健栄養係長 | 青木　久枝 |
| 生産者 | 平山地区生産者、日野市農業委員会会長職務代理 | 阿川　正明 |
| 商工会代表 | (株)ベル・ハート社長 | 揚石　国臣 |
| 生産者 | 百草地区生産者<br>日野市女性農業者の会「みちくさ会」会長 | 石坂　昌子 |
| 公募市民 | | 井深　久子 |
| 東京南農業協同組合 | 日野支店　指導経済課課長補佐 | 臼井　岳浩 |
| 行政 | 健康福祉部参事 | 宇津木　恵子 |
| 公募市民 | | 大澤　順子 |
| 行政 | 健康福祉部長 | 鈴木　宏(～H19.1)<br>荻原　弘次(H19.2～) |
| 日野市立小中学校PTA協議会 | | 神倉　保恵 |
| 行政 | 教育部長 | 清水　護(～H19.1)<br>栗原　修(H19.2～) |
| 生産者 | 平山地区生産者 | 小林　和男 |
| 公募市民 | | 佐々木　滉 |
| 幼稚園長、保育園長 | しんさかした保育園園長 | 佐々木　京子 |
| 学識者 | 実践女子短期大学　食物栄養学科<br>准教授　(※委員長) | 白尾　美佳 |
| 公募市民 | | 末元　順子 |
| 行政 | まちづくり部長(※副委員長) | 関田　和男 |
| 行政 | 企画部長 | 堀之内和信(～H19.1)<br>高橋　治(H19.2～) |
| 公募市民 | | 高橋　律子 |
| 東京南農業協同組合 | 七生支店　指導経済課課長補佐 | 田倉　勉 |
| 学校長 | 学校給食会会長(仲田小校長) | 柳元　太郎 |
| 日野市消費者運動連絡会 | 食担当チーフ | 吉田　克美 |

計　22　名

## 12　日野市食育推進検討委員会　開催状況

| 区　分 | 開催年月日 | 内容 |
|---|---|---|
| 第1回 | 平成18年　9月25日 | ・委嘱状交付<br>・今後のスケジュール、検討委員会の進め方 |
| 第2回 | 平成18年10月24日 | ・家庭における食育の推進について |
| 第3回 | 平成18年11月27日 | ・学校、保育所等における食育の推進について |
| 第4回 | 平成18年12月18日 | ・地域における食育の推進について |
| 第5回 | 平成19年　1月22日 | ・食文化伝承について<br>・食の安全安心について<br>・重点事業と数値目標について |
| 第6回 | 平成19年　2月26日 | ・具体的かつ実践的な取組方法について |
| 第7回 | 平成19年　3月26日 | ・計画素案について |
| 第8回 | 平成20年　1月　8日 | ・計画素案について |

## 13　日野市庁内食育推進検討会議設置要綱

平成１８年１月１日制定

（設　置）

第１条　日野市食育推進計画庁内方針作成にあたり、庁内の食育に関する事業の把握および連携を図るため日野市庁内食育推進検討会議（以下、「推進会議」という。）を置く。

（任　務）

第２条　推進会議は、次の各号に掲げる事項を検討し、日野市食育推進計画の庁内方針案を作成する。

（１）　日野市の家庭における食育の推進

（２）　日野市の学校・保育所等における食育の推進

（３）　日野市の地域における食生活の改善のための取組の推進

（４）　日野市の食育推進運動の展開

（５）　日野市の生産者と消費者との交流の促進等

（６）　日野市の食文化の継承のための活動への支援等

（７）　日野市の食品の安全性・栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報の提供及び国際交流の推進

（推進会議）

第３条　推進会議は、企画部長、健康福祉部長、健康福祉部参事、教育部長、子ども部長、まちづくり部長、企画調整課長、高齢福祉課長、健康課長、保育課長、教育委員会学校課長及び産業振興課長により構成するものとする。

２　推進会議に座長を置き、座長はまちづくり部長をもって充てる。

３　座長は会議を招集し、会務を総理する。

（作業部会）

第４条　推進会議の下に、日野市庁内食育推進作業部会（以下、「作業部会」という。）を置く。作業部会は、企画調整課、高齢福祉課、健康課、保育課、教育委員会学校課及び産業振興課の職員で構成し、保育課・教育委員会学校課からは栄養士を、健康課からは栄養士及び保健師を、学校課からは指導主事を選出することとする。

（助言者）

第５条　推進会議及び作業部会に助言者を置くことができる。

２　助言者は、推進会議及び作業部会に必要に応じて出席し、適切な助言を行うことができるものとする。

（庶　務）

第６条　推進会議の庶務は産業振興課で行う。

２　　作業部会の庶務は、次の各号で掲げるものが行う。

（１）　議事録および機関紙　各課持ち回り

（２）　会議資料　　各課

（３）　司会　　産業振興課

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、推進会議で協議して定める。

付則

１　この要綱は、平成１８年１月１日から施行する。

２　この要綱は、第２条に規定する任務を終了したときに効力を失う。

## 14　日野市庁内食育推進検討会議名簿

| 所属 | 氏名 |
|---|---|
| 企画部長 | 堀之内　和信(～H19.1)<br>高橋　治(H19.2～) |
| 健康福祉部長 | 鈴木　宏(～H19.1)<br>荻原　弘次(H19.2～H20.1)<br>大坪　冬彦(H20.2～) |
| 教育部長 | 清水　護(～H19.1)<br>栗原　修(H19.2～) |
| 子ども部長 | 大場　主雄(～H19.1)<br>米田　裕治(H19.2～) |
| まちづくり部長 | 関田　和男 |
| 企画調整課長 | 米田　裕治(～H19.1)<br>岡野　仁(H19.4～H20.1)<br>村田　哲也(H20.2～) |
| 高齢福祉課長 | 大坪　冬彦(H18.4～H20.1)<br>石橋　秀雄(H20.2～) |
| 健康課長 | 下田　勝美(～H19.1)<br>田倉　芳夫(H19.2～) |
| 保育課長 | 山田　二郎 |
| 学校課長 | 小塩　茂(～H19.1)<br>田辺　貞義(H19.2～) |
| 産業振興課長 | 小川　八郎(～H19.3)<br>石本　弘一郎(H19.4～H20.1)<br>田村　満(H20.2～) |

計　11　名

## 15　日野市庁内食育推進作業部会名簿

| 所属 | 氏名 |
|---|---|
| 健康福祉部参事 | 宇津木　恵子 |
| 企画調整課 | 石川　初枝 |
| 高齢福祉課 | 堀辺　久郎 |
| 健康課（栄養士） | 萩原　久美子 |
| 健康課（保健師） | 播田　透江 |
| 保育課 | 奥住　和子 |
| 学校課 | 真島　均 |
| 学校課（指導主事） | 鈴木　基 |
| 日野市立日野第六小学校（栄養士） | 丸　裕子 |
| 日野市立日野第四中学校（栄養士） | 関谷　和枝 |
| 産業振興課長（※事務局） | 田村　満 |
| 産業振興課（※事務局） | 吾郷　勝 |
| 産業振興課（※事務局） | 染谷　由紀 |

計　13　名

## 16　食育に関する問い合わせ一覧

日野市役所　　代表:042-585-1111

■食育全般

産業振興課　内線 3411、3412

■健康づくりの食育

健康課　内線 7705

■高齢者の食育

健康課　内線 7705／高齢福祉課　内線 2411

■未就園児における食育

子ども家庭支援センター　042-599-6670

■保育園における食育

保育課　内線 2611

■幼稚園における食育

学校課　内線 5221

■児童館、学童クラブにおける食育

子育て課　内線 2511

■小・中学校における食育

学校課　内線 5242

■農業、商業における食育

産業振興課　内線 3411・3412

■公民館の各種食育講座、イベント情報等

中央公民館　042-581-7580

■「エコライフクラブ」の農業体験等

郷土資料館　042-592-0981

■市内図書館蔵書の食育関連図書について

中央図書館　042-581-7610

■食による国際交流について

日野市国際交流協会　042-586-9511